

## ◇第2次富谷市総合計画の構成と期間について

「総合計画」は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されており、福祉、教育、産業、環境、建設など地方自治体が行うすべての分野にわたる計画の指針となるもので、今後目指すまちづくりの方向性や、それを実現するための施策などを定める、市のまちづくりにおける最上位の重要な計画です。「富谷市をこんなまちにしたい」という思いを「目指す将来像」として描き、そのために何をすればいいのかを定めている計画が総合計画です。

### ◇基本構想

期間：令和8（2026）年度～令和17（2035）年度（10年間）

市のまちづくりの将来像を示し、その実現に向けた基本方針などを定めたもので、実現に向けた取組の方向性を指し示す基本計画の指針となるものです。

長期的な視点に立ったまちづくりを進めていく必要性から、計画期間は10年間としています。

### ◇基本計画

期間：【前期】令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

期間：【後期】令和13（2031）年度～令和17（2035）年度（5年間）

基本構想に掲げる「市の将来像」を実現するための施策体系や施策の展開方針、施策達成目標などを定めたもので、個別具体の事業を示す実施計画の指針となるものです。

計画期間は、中期的な観点から達成度を検証し、計画の見直しを含めて基本構想の実現を目指していくものとして、前期計画5年間、後期計画5年間としています。

### ◇実施計画

期間：毎年度策定

実施計画は、財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な事業を具体的に示すものです。

計画の期間は3年とし、毎年、社会経済情勢の変化及び財政状況を勘案しながらローリング方式※により策定します。

※ローリング方式

計画の練り直しや見直しのことで、計画の実施過程において、計画と実績との間に食い違いが生じていないかどうかを毎年チェックし、違いがある場合は実績に合わせて計画の再編を行い、目標の達成を図る方式のことです。

## ◇第3次富谷市地方創生総合戦略

期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

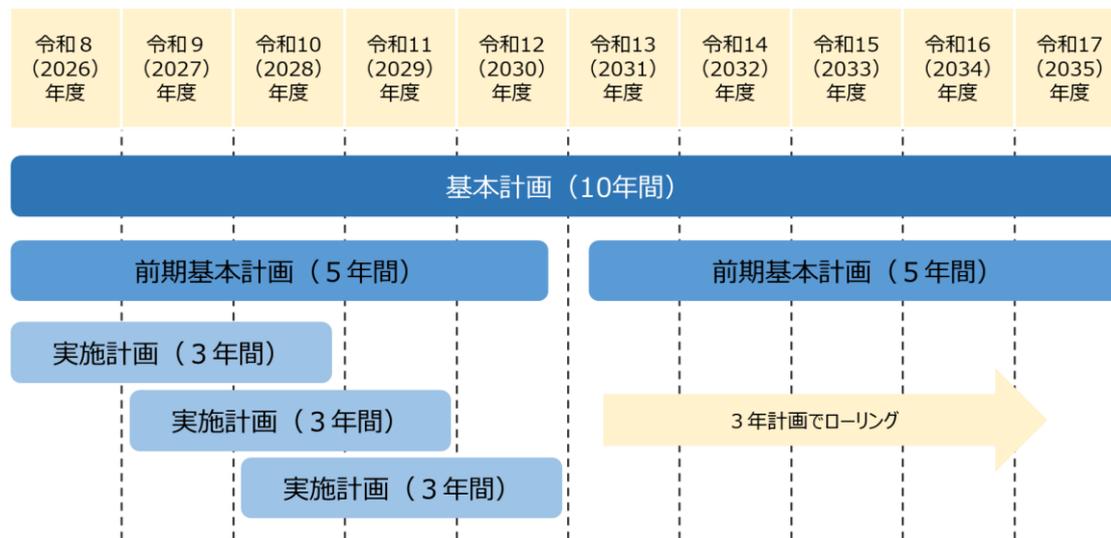
富谷市総合計画と富谷市地方創生総合戦略については、より効率的で実効性のある市政運営の指針になる計画とするため一体化し、「第3次富谷市地方創生総合戦略」は第2次富谷市総合計画前期基本計画の重点施策として位置づけます。

「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に即し、前期基本計画の中でも特に人口増加に向けて即効性のある効果的な事業を抽出し、明確な達成目標を定めながら重点的・戦略的に実施し、人口増加に向けた着実な発展を目指します。

## ■ 計画の構成



## ■ 計画の期間



## ■ 進行管理

10年にわたる計画期間において、年次や時期における経済・財政事情に対応しつつ、施策や事業を効率的かつ効果的に実施し、その実施状況を把握して市民に情報公開していくための適切な進行管理を図り、施策や事業の目標達成度と効果について定期的に検証するとともに、適切に計画に反映していくこととします。

今後、社会経済情勢の変化等により、総合計画の改定が必要な場合には弾力的に見直していくこととします。